

令和6年7月19日

令和6年度松山市一般会計補正予算（第4号）、  
令和6年度松山市松山城観光事業特別会計補正予算（第1号）  
の専決処分について

1 補正予算の概要

今回の補正予算では、7月10日からの大雨で住宅や事業用の施設などに被害を受けた方々や、松山城の営業休止により影響を受けた事業者に、松山市独自で無利子の融資制度を設け、生活や事業の立て直しを支援する。また、被害を受けた地域の一刻も早い復旧を目指し、民有地、道路、水路の土砂撤去や、土砂災害の原因究明に向けた取組、松山城の電気設備等の応急復旧などを進める。

2 事業内容

(1) 市民や事業者への資金融資

① 豪雨災害被災者特別援護資金融資事業（市民生活課）

30,000千円

[①の概要]

- ・ 申込期間 令和6年7月19日（金）～令和6年8月30日（金）
- ・ 融資対象 住宅、家財などに被害があった一般世帯
- ・ 融資金額 被害や復旧などにかかる相当額（上限100万円）
- ・ 融資利率 無利子
- ・ 償還期間 5年以内（据置期間1年以内）

② 松山市個人事業主等支援資金融資事業（ふるさと納税・経営支援課）

100,000千円

[②の概要]

- ・ 申込期間 令和6年7月19日（金）～令和6年8月30日（金）
- ・ 融資対象 松山城の営業休止の影響を受けた市内事業者で、申込前月または前年同月と比較し、申込月またはその翌月の売上高が10%以上の減少が想定される事業者
- ・ 融資金額 上限100万円
- ・ 融資利率 無利子
- ・ 償還期間 5年以内（据置期間1年以内）

③ 豪雨災害被災商工業者特別援護資金融資事業（ふるさと納税・経営支援課）

20,000千円

④ 豪雨災害被災農林漁業者特別援護資金融資事業（農林水産振興課）

10,000千円

【裏面があります。】

[③④の概要]

- ・ 申込期間 令和6年7月19日（金）～令和6年8月30日（金）
- ・ 融資対象 商工業者 | 店舗、事務所、賃貸マンション（※）などへの被害  
           ※賃貸業の場合は、賃貸主が融資の対象  
           農林漁業者 | 農林漁業用の施設、設備などへの被害
- ・ 融資金額 被害や復旧などにかかる相当額（上限100万円）
- ・ 融資利率 無利子
- ・ 償還期間 5年以内（据置期間1年以内）

(2) 民有地、道路、水路の土砂撤去や、土砂災害の原因究明に向けた取組、  
 松山城の電気設備等の応急復旧など

① 公園施設災害復旧事業	(市街地整備課)	80,000千円
② 道路水路災害復旧事業	(みち水路メンテナンス課)	43,500千円
③ 河川等災害復旧事業	(道路河川管理課)	60,000千円
④ 災害廃棄物等処理事業	(環境モデル都市推進課)	290,000千円
⑤ 松山城管理事業【特別会計】	(観光・国際交流課)	30,000千円

3 補正予算の総額

(単位：千円)

区 分	補正額	累 計	対前年度同期伸率
一般会計	633,500	228,136,142	5.81%
特別会計	30,000	153,587,529	5.78%
企業会計	—	51,241,100	1.30%
計	663,500	432,964,771	5.25%
公債管理特別会計	—	17,804,400	1.43%
合 計	663,500	450,769,171	5.09%

\*補正予算の財源 | 国庫支出金 185,666 千円、市債 98,900 千円、  
 地方交付税 248,000 千円、繰入金 100,000 千円、  
 諸収入 934 千円、【特別会計】繰越金 30,000 千円